

## 国立大学法人山形大学における教員の任期に関する規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人山形大学(以下「本学」という。)における教育研究の進展に寄与することを目的として、教員の任期に関し必要な事項を定める。

(任期を定めて雇用する教員の職等)

第2条 法第4条第1項各号のいずれかに該当し任期を定めて雇用する教員の教育研究組織、職、任期、再任等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

(業績審査)

第3条 前条に定める再任の可否の決定は、当該教員の任期中の業績審査に基づき行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとし、その審査の方法、項目等審査のために必要な事項については、別表に定める当該部局において定めるものとする。

(1) 教育活動に関する事項

(2) 研究活動に関する事項

(3) 本学の管理運営に関する事項

(4) 地域社会への貢献等その他必要と認める事項

(労働契約)

第4条 第2条の規定に基づき任期を定めて雇用する場合には、労働契約により行うものとする。

(規則の公表)

第5条 この規則を制定又は改廃したときは、本学のホームページ等により、広く周知を図るものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第15条の規定により国立大学法人が設立する国立大学となる前の山形大学の山形大学における教員の任期に関する規則(以下「旧規則」という。)に基づき任期を定めて山形大学の教員に任用された職員で、国立大学法人法附則第4条の規定に基づき本学成立の日において本学の職員となった者の当該本学成立の日における任期については、同日において旧規則が引き続き適用されたとした場合に生じる残任期間とし、残任期間が5年を超える場合は5年とする。

別表

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	講座等名				
医学部	全学科全講座，附属動物実験施設，附属実験実習機器センター，附属病院の全診療科，附属病院の全診療施設及び附属病院の薬剤部	教授	5年	再任を妨げない	法第4条第1項第1号
		助教授	5年		
		講師	5年		
		助手	5年		
医学系研究科	生命環境医科学専攻の公衆衛生学講座，医療政策学講座，神経機能再生学講座，言語分析学講座，生命情報内科学講座，生体分子機能学講座及び生命情報工学講座	教授	5年	再任を妨げない	法第4条第1項第1号
		助教授	5年		
		講師	5年		
		助手	5年		